

水道施設運転管理業務委託
(本庁管内)

特 記 仕 様 書

令和4年度

淡路広域水道企業団

第1章 総則

(目的)

第1条 本特記仕様書は、淡路広域水道企業団（以下「甲」という。）が発注する「水道施設運転管理業務委託（本庁管内）」について、受託者（以下「乙」という。）に必要な事項を定めることを目的とする。

(業務従事者の勤務)

第2条 乙は、業務を24時間、365日履行すること。ただし、うるう年は、366日とする。

- (1) 日勤業務は、各水道施設の保守管理業務及び運転操作業務、三原浄水場での運転管理業務を行うこととする。また、夜間業務は、三原浄水場での運転管理業務及び電話の受付対応を行うこととする。
- (2) 電話の受付対応
平日夜間（午後5時15分から翌午前8時30分）、休日（終日）について、電話の受付対応を行うものとする。電話の受付対応については、お客さまからの各種問合せ（料金や開閉栓について）及び断水・漏水事故等の通報等である。断水・漏水事故等の通報について、翌日に、各市別に各市サービスセンターに連絡するものとする。

(中央操作室の管理)

第3条 乙は、本委託業務の実施にあたり、三原浄水場の運転管理業務履行のため、同施設管理棟2Fの中央操作室を使用し、関係備品類の使用許可と共に、予め甲の許可を受けなければならない。

- 2 中央操作室は、乙の責任において管理を行わなければならない。
- 3 中央操作室の使用期間中、乙の責任で汚損等があった場合は、乙の負担において原形復旧しなければならない。

第2章 業務書類等

(業務実施計画書及び業務完了報告書)

第4条 乙は、業務の履行にあたり、次の書類を定められた期間内に提出しなければならない。

- 2 乙は、当該日に実施した作業に関する日報を都度作成し、甲に提出するものとする。日報には、当該日の実施作業の内容、施設・機器類の異常の有無、処理内容など、漏れなく記載しなければならない。
- 3 乙は、当該月に係る業務実施計画書を前月末までに甲に提出するものとする。なお、業務実施計画書には、次の事項について記載するものとする。
 - (1) 運転管理業務
 - (2) 水質管理業務
 - (3) 調達管理業務
 - (4) 文書管理業務
 - (5) 保守管理業務
 - (6) 衛生管理業務
 - (7) 緊急対応業務
 - (8) その他当該月において実施予定の業務
- 4 乙は、当該月に係る業務完了報告書として、次に掲げる報告を翌月の10日までに提出するものとする。

- (1) 業務実施計画の実績に関する報告
 - (2) 前項(8)において実施した業務に関する報告
 - (3) 電話受付業務に関する報告
 - (4) 浄水施設の施設管理状況報告書
 - (5) 当該月に対応した故障等緊急対応、処置報告
- 5 乙は、契約満了に伴い委託期間満了日に契約業務完了届及び契約業務完了報告書を提出しなければならない。なお、契約業務完了報告書は、同条3項に定める業務実施計画書に沿ったもので、次の報告書を添付するものとする。
- (1) 浄水施設の施設管理状況報告書
 - (2) 年間運転管理データ
 - (3) 年間水質管理データ
 - (4) その他、甲乙協議して取り決めた年間データ

(その他の業務書類)

第5条 その他必要とする業務書類については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

第3章 業務範囲と業務内容

(履行場所及び施設概要)

第6条 仕様書に係わる、乙が業務を履行する水道施設の名称及び所在地、施設等の概要は、別紙施設概要に記載する。

(業務内容及び頻度)

第7条 乙は、施設の性能を十分に発揮させるため、施設の運転状況を確認する点検を行うものとする。

- 2 乙は、自らのノウハウを最大限活用し、水道施設の運転管理及び維持管理を主体的に行い、良質な浄水を安定的に供給するため、乙は、提案の中で示し、甲との協議を行った上で、その提案を業務履行計画書に反映させて、甲に提出すること。

(1) 日常点検

日常点検は、五感や簡易の測定機器を頼りに各種機器を巡回し、異常な音、振動、匂い、高温、油の漏れ及び各種計測機器の指針値などを確認し、異常を認めたときは、甲に報告するとともに必要な措置を講ずること。また、日常で行う整備は、各種機器が正常に稼働するよう機器の清掃、機器の各種消耗品の交換及び補充、簡易な破損部品交換などを行うこと。

なお、現状の運転管理業務、保守管理業務、衛生管理業務の業務内容の詳細は別表-1に記載する。

- 3 電話受付業務の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 平日夜間及び休日(終日)における漏水・断水等の通報受付

漏水・断水・濁水・水質異常等の通報受付に対して、甲及び甲が指示する者へ迅速かつ正確な連絡を行える体制を整えなければならない。

(2) 給水管・配水管の事故等の受付

(3) 問合せ、苦情等に対する誠実かつ適切な対応及び対応処理結果の記録

(4) 受付内容により、迅速なる甲への取り次ぎ事務の向上と連絡体制の確立

平時において、乙の不備等により、外部からの電話を受付できなかった場合には、相手先への折り返し電話等の処置を講じなければならない。ただし、大規模災害時等の止むを得ない

場合等はこの限りでない。

- (5) 断水・漏水等の電話の受付及び甲が指示する者から作業完了の連絡は、翌日、各市別に各サービスセンターに連絡をするものとする。
- (6) 業務完了報告書（日報）、（月報）及び（年間）の作成と報告
- (7) その他、断水等受付業務に関する附帯業務

(基本負担)

第8条 本仕様書において、甲乙が負うべき基本的な責任負担は、以下が適用される。

責任の種類	内容	負担区分	
		甲	乙
水道需要者に対する責任	水道需要者に対する責任に関するもの	○	—
	本仕様書に関し、乙に帰する責任に関するもの	—	○
水質管理責任	原水水質に関すること	○	—
	浄水水質について、本仕様書に関し、乙の水質管理上の責任に関するもの。	—	○
廃棄物処理法上の責任	乙が事業者として排出する廃棄物の運搬・処分に関するもの	—	○
	上記以外に排出する廃棄物の運搬・処分に関するもの	○	—
水質汚濁防止法上の責任	乙が事業者として公共水域に排水する場合	—	○
	上記以外のもの	○	—
その他法令上の責任	乙の業務履行上で直接関係する法令の遵守責任 (労働安全衛生法等、消防法等)	—	○
	上記以外のもの	○	—
法令等変更に関する責任	本仕様書に直接関係する法令等の変更	○	—
	上記以外の法令変更	—	○
税制度変更責任	乙に影響を及ぼす税制度変更(法人税等)	—	○
	広く全般に影響を及ぼす税制度の変更(消費税等)	○	—
許認可遅延の責任	乙が取得する許認可の遅延に関するもの	—	○
	上記以外の遅延に関するもの	○	—
第三者賠償の責任	本仕様書の履行に直接関係する乙の責めによるもの	—	○
	上記以外のもの	○	—
住民対応責任	下記以外のもの(水道事業の実施における住民反対運動、住人訴訟等)	○	—
	乙の本仕様書の履行に直接関係するもの(施設見学等)	○	△
事故の発生責任	乙の責めによる労働災害、設備の損壊事故等	—	○
	上記以外のもの	○	—
環境保全責任	乙が事業者であるときの、公共用水域の汚染等	—	○
	上記以外のもの	○	—
契約の解除・変更責任	甲の責めによるもの(安全対策違反、支払滞納等)	○	—
	乙の責めによるもの(法令違反、破綻、放棄等)	—	○
不可抗力責任	地震、洪水等の天災による契約の中止、変更、解除	○	—

○：主分担 △：従分担

(水道事業に係わる業務負担)

第9条 本仕様書において、甲乙が負うべき水道事業に関する業務負担は、以下が適用される。

施設・業務区分	水道事業に係わる業務	甲	乙		
施設管理	施設の維持管理計画の策定	△	○		
	取水施設	取水施設の運転及び保守点検業務履行及び実施	△	○	
		定期及び臨時の水質管理の計画、管理 (法第20条の遵守)	△	○	
		定期及び臨時の水質管理の履行	△	○	
		施設の衛生上の措置の実施 (法第22条)	—	○	
	運転操作	運転方法の策定	△	○	
		運用方法の改善	○	△	
		運転操作	—	○	
		取水停止の判断 (法第23条関連)	○	—	
	保守点検	点検計画及び要領の策定	△	○	
		保守点検の履行	△	○	
		補修・修繕計画の策定	○	△	
		補修・修繕計画の実施、監督	○	—	
		突発修繕の実施	○	△	
		施設の技術的基準適合評価 (法第5条関連)	○	—	
	浄水施設	浄水施設の運転及び保守点検の履行	浄水施設の運転及び保守点検の履行	△	○
			定期及び臨時の水質管理の計画、管理 (法第20条の遵守)	○	△
			定期及び臨時の水質管理の履行	○	△
			施設の衛生上の措置の実施 (法第22条)	—	○
		産業廃棄物の適正な処理	△	○	
		運転操作	運転方法の策定	△	○
			運用方法の改善	○	△
			運転操作	—	○
			送水停止の判断 (法第23条関連)	○	—
			給水の緊急停止の判断 (法第23条関連)	○	—
			給水の緊急停止の決定及び実施 (法第23条関連)	○	—
			給水の緊急停止以後の給水再開の判断 (法第23条関連)	○	—
			給水の緊急停止以後の給水再開の決定及び実施 (法第23条関連)	○	—
			改善の指示等による必要な措置 (法第36条)	○	—
			給水停止命令による給水停止の実施 (法第37条関連)	○	—
		保守点検	点検計画及び要領の策定	△	○
			保守点検の履行	△	○
			補修・修繕計画の策定	○	△
			補修・修繕計画の実施、監督	○	—
			突発修繕の実施	○	△
	施設の技術的基準適合評価 (法第5条関連)		○	—	
	排水処理施設	排水の運転操作の履行	—	○	
		排水水質の検査の履行 (採水)	—	○	
		産業廃棄物の適正な処理	○	△	
	水質検査関係	水質検査業務の業務計画の作成、実施 (法第20条)	○	△	
		水質検査 (月次、年次、臨時) の採水及び事務	—	○	
データの整理、解析		○	—		
分析機器の調整		○	△		

○: 主分担 △: 従分担

施設・業務区分		水道事業に係わる業務	甲	乙
施設管理	配水施設	施設の巡回及び点検、監視	—	○
		施設の保守点検計画及び要領の策定	△	○
		保守点検の履行及び実施	△	○
		補修、修繕計画の策定	○	△
		補修、修繕計画の実施、監督	○	—
		突発修繕の実施	○	△
		給水の緊急停止の判断（法第23条関連）	○	—
		給水の緊急停止の決定及び実施（法第23条関連）	○	—
		給水の緊急停止以後の給水再開の判断（法第23条関連）	○	—
		給水の緊急停止以後の給水再開の決定及び実施（法第23条関連）	○	—
		改善の指示等による必要な措置（法第36条）	○	—
		給水停止命令による給水停止の実施（法第37条関連）	○	—
		施設の運転業務に関する計画の策定	△	○
		施設の運転操作の実施	—	○
		施設の技術的基準適合評価（法第5条関連）	○	—
その他	植栽管理	薬品の補充、調達管理	—	○
		植栽管理計画の策定	—	○
	記録・保管	草刈、植栽及び清掃の監督、報告	—	○
		業務の記録、整理及び報告	—	○
	清掃・美化	水道施設の清掃と整理整頓	—	○
		安全衛生及び衛生管理に関する計画の策定	△	○
	安全衛生	安全衛生及び衛生管理の実施	—	○
		業務従事者の定期及び臨時の健康診断計画の策定及び実施（法第21条）	△	○
	住民対応	施設見学対応	○	△
		苦情及び問い合わせ対応	○	—
	動力	動力の調達計画及び調達先の調整	○	—
		動力の管理、報告、監視	—	○
	薬品	薬品の調達計画及び調達先の調整	○	—
		薬品の管理、報告、監視	—	○
	保守・定期点検	電気設備	電気設備の保守点検の計画及び要領の策定、監督	△
計装設備の保守点検の計画及び要領の策定、監督			△	○
ポンプ設備の保守点検の計画及び要領の策定、監督			△	○
薬品注入設備の保守点検の計画及び要領の策定、監督			△	○
水質測定計器設備の保守、定期点検の計画及び要領の策定、監督			△	○
浄化槽設備の保守点検の計画及び要領の策定、監督			△	○
電気設備の保守点検の実施			—	○
計装設備の保守点検の実施			—	○
ポンプ設備の保守点検の実施			—	○
薬品注入設備の保守点検の実施			—	○
水質測定計器設備	水質測定計器設備の保守、定期点検の実施	—	○	
	浄化槽設備の保守点検の実施	—	○	

○：主分担 △：従分担

（業務の要領）

第10条 乙は、業務の履行に必要とする関係法令及びその他関係図書等を熟知し、その定めに従って運転管理業務にあたらなければならない。

2 水道施設の運転管理の要領について、以下に示す。

（1）運転管理業務

1) 水道施設の運転及び監視・操作を行う。

2) 業務は、24時間、365日とし、遠方監視装置からの警報または、警報通報装置から携帯機器への警報通報で初期対応とする。また、携帯機器及び通信費は乙の負担と

する。緊急時の応急対応には建設工事、修繕工事にともなう設備・機器の切替及びその他の対応運転を含むものとする。

- 3) 運転管理結果については、点検表等に記録する。
- (2) 水質管理業務
 - 1) 浄水水質を良好な状態に保つために運転管理に必要な水質検査を行う。
 - 2) 水質検査結果については、点検表等に記録する。
- (3) 調達管理業務
 - 1) 水道施設の運転管理に必要な薬品類、消耗品、油脂類等について、数量、在庫量、保管状況等を確認し適正に管理を行う。
 - 2) 納入品の入荷時は、入荷に立会い納入品目及び数量を確認し、記録する。
- (4) 文書管理業務
 - 1) 運転管理上の各種計画書及び報告書、運転データの保管管理を行う。
 - 2) 甲から貸与された完成図書等の保管管理を行う。
- (5) 保守管理業務
 - 1) 水道施設の巡視点検を行う。
 - 2) 各施設の運転状況を各種計器、異音、振動、発熱の状態から確認するとともに、設備異常等の早期発見に努め、状況に応じて措置をしなければならない。
 - 3) 点検結果については、点検表等に記録する。
- (6) 衛生管理業務
 - 1) 水道施設を衛生的に維持するために除草及、清掃、汲み取り業務を行う。
 - 2) 除草作業については、刈取・集草が乙の業務範囲とし、それに係る費用は乙の負担とする。
- (7) 緊急対応業務
 - 1) 水道施設で発生する異常事態について、その状況を早期に把握し、対応するものとする。
 - 2) 甲乙の異常事態発生時の連絡先、連絡方法等については、事前に協議しその体制を整えるものとする。
 - 3) 水質異常、地震、風水害、その他の災害時においても、緊急時の初期対応を行う。
- (8) 電話の受付対応（平日夜間、休日）
 - 1) 電話の受付、内容の記録
 - 2) 緊急時の職員への連絡
 - 3) 漏水等の電話受付（甲が指示する者への連絡）
- (9) 沈殿池清掃業務
 - 1) 安定的な水処理、施設の維持管理を図ることを目的として、浄水場内に設置してある洗浄ポンプによる池内の清掃をおこなう。

(簡易な補修等)

第10条 乙は、簡易な補修等を行うものとする。

2 簡易な補修等とは次のとおりである。

- (1) 特殊技能や特殊工具を使用しない修理、造作。
- (2) 足場を使用しない場所において、錆・腐食等による剥離、錆防止のために行う部分的な塗装。

(消耗品及び交換部品の調達)

第11条 乙は、保守管理業務に必要な消耗品及び交換部品の調達及び管理を行うものとする。

- (1) 部品補修用塗料、グランドパッキン、メカニカルシール、カップリングゴム。
潤滑油類等のポンプ維持補修補助材料
- (2) その他軽微な消耗品類

別表1 業務内容・頻度 (1/14)

業務区分	業務内容		実施頻度	実施回数
運転管理業務	県水受水量管理	各調整池、各供給点	毎日	365回
		各浄水場、各調整池、各加圧所、各供給点	毎日	365回
	施設巡視点検	ジャーテスト、薬品調整	適宜	—
		各浄水場	毎日	365回
		各加圧所	2回/月	24回
		各調整池及び各供給点	1回/月	12回
水質管理業務	水質管理	各浄水場の水温、濁度、残留塩素、色度、pH、電気伝導度、味、臭気の測定	毎日	365回
		毎日水質検査	毎日	365回
		各供給点の水温、残留塩素の測定	1回/月	12回
		定期水質検査に関する採水及び事務	1回/月	12回
		臨時水質検査に関する採水及び事務	必要時	—
調達管理業務	調達管理	調達業務	適宜	—
		発注依頼	適宜	—
文書管理業務	文書管理	資料の調査・整理	1回/年	1回
		各業務のデータ記録	適宜	—
		日報	毎日	365回
		県水受水量の報告業務	毎日	365回
		月報	1回/月	12回
		年報	1回/年	1回
	管理業務	業務履行計画書作成	1回/年	1回
		緊急時対応計画作成	1回/年	1回
		緊急時対応計画の改定、変更	必要時	—
		月間業務実施計画/実績表	1回/月	12回
		月間業務完了報告	1回/月	12回
		年間業務完了報告	1回/年	1回
		協議・打合せ	必要時	—
保守管理業務	保守点検業務	機械・電気・計装・建築附帯設備	別表1参照	
		簡易的、軽微な修繕	必要の都度	
		施設の保安点検	毎日	365回
衛生管理業務	衛生管理	施設の清掃・除草	別表1、11/13参照	
		浄化槽の清掃	別表1、13/13参照	
緊急対応業務		設備故障、水質異常発生時における原因調査及び緊急時の初期対応・臨機の措置	発生時	
		風水害、台風、停電、地震などにおける初期対応・臨機の措置	発生時	
その他	高圧受電設備点検立会業務	保安管理業務委託に基づく高圧受電設備の点検立会	1回/1カ月	
	工事等立会業務	電気・機械設備等の点検及び修繕作業等における現地立会業務	必要時	

別表1 業務内容・頻度 (2/14)

(1) 水道施設の保守管理業務

水道施設を保守管理するための拠点を三原浄水場とし、主に日中に行うもの。

業務名	業務内容
水道施設の保守管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・施設：浄水場（2 箇所） 頻度： 毎日 内容：浄水場設備点検内容による ・施設：加圧所（12 箇所） 頻度： 2 回/月 内容：加圧所設備点検内容による ・施設：調整池（5 箇所）、その他施設（4 箇所） 頻度： 1 回/月 内容：調整池設備点検内容による その他施設設備点検内容による ・施設：供給点（配水池（23 箇所）） 頻度： 1 回/月 内容：供給点設備点検内容による 併せて水質（水温、残塩、味、臭気）の検査を行う
水質自動計器の保守管理業務	施設：浄水場 2 箇所、調整池・加圧所 7 箇所 頻度：1 回/月 内容：水質自動計器の校正・清掃（脱泡槽含）、pH 計の試薬補充
薬品管理業務	施設：浄水場、調整池、加圧所、配水池 頻度：適時 内容：薬品残量、使用量、受入量の管理・報告、発注、受入立会、補充他
採水業務（原水・浄水）	採水地点：供給点 3 箇所及び三原・南淡浄水場 頻度：1 回/月 （但し、臨時の検査がある場合はその都度採水を行う） 内容：水質検査業務委託に基づく採水業務 要領：午前中に採水を行い、指定検査機関の収集場所に届ける
高圧受電設備点検立会業務	施設：北部（淡路大加圧所、津名大谷加圧所） 南部（三原浄水場、南淡浄水場、三原加圧所） 頻度：1 回/1 ヶ月 内容：保安管理業務委託に基づく高圧受電設備の点検立会
異常発生時の緊急対応業務	内容：電気・機械設備故障、水質異常等、警報発報時の初期対応、風水害、落雷、地震など自然災害への初期対応及び臨機の措置、本庄川ダムのストレーナの詰まりへの対応 頻度：発生時
工事等立会業務	内容：甲が発注する電気・機械設備等の点検及び修繕作業等における現地立会業務
その他甲が別途指示する業務	

別表1 業務内容・頻度 (3/14)

(2) 三原浄水場の運転管理業務

三原浄水場管理棟（中央操作室他）で主に夜間に行うもの。

業務名	業務内容
遠方監視業務	1) 浄水場（三原・南淡）運転状況の監視・操作・記録 頻度：毎日 2) 調整池、加圧所、供給点等場外施設の運転状況の監視・操作・記録 頻度：毎日
巡視業務	1) 三原浄水場内の巡視、施設の状態及び施設状況の確認 頻度：毎日 2) I T V監視モニターによる監視 頻度：毎日
水質管理業務	1) 三原浄水場浄水及び南淡浄水場で採水した浄水の水質検査（水温、残留塩素、濁度、色度、pH、電気伝導度、味、臭気） 頻度：毎日 2) フィッシュモニターによる原水の毒物監視 頻度：毎日
県水受水量の報告業務	1) 神戸市水道局に受水量をFAX（24時過ぎに前日分を報告） 頻度：毎日（AM9:00を目処）
連絡業務	1) 場外監視施設の故障ならびに場内施設の故障等に対応出来ない復帰操作及び対応措置のための総括責任者または、主任業務員への連絡業務、関係者への連絡業務 頻度：発生時
清掃業務	1) 中央操作室の整理整頓及び清掃、フィッシュモニターの清掃 頻度：適宜
夜間・休日の電話及び来庁者 応対業務	1) 濁水等の受付（断水・漏水・出水不調）→甲及び甲が指示する者への連絡 2) 料金、開閉栓等の受付→お客様センター業務の受託業者への連絡
その他甲が別途指示する業務	

別表1 業務内容・頻度 (4/14)

(3) 管末水質検査

業務名	業務内容
水質検査及び採水業務	施設：末端供給点（西淡加圧所または、倭文配水池及び南淡北阿万加圧所） 南淡浄水場（採水含） 頻度：毎日 検査項目：水温、残留塩素、濁度、色度、味、臭気
その他甲が別途指示する業務	

別表1 業務内容・頻度 (5/14)

(4) 浄水水質

対象施設からの浄水水質を良好な状態に保ち、以下の管理目標値を遵守すること。

対象施設	対象項目	法定基準	管理目標値
各浄水場 浄水場出口水	pH	5.8以上8.6以下	6.0以上8.0以下
	濁度	2.00 度以下	0.10 度以下
	色度	5.00 度以下	1.00 度以下
	残留塩素濃度	0.10 mg/L 以上	0.50~1.00 mg/L
毎日検査 (供給点)	pH	5.8以上8.6以下	6.0以上8.4以下
	残留塩素濃度	0.10 mg/L 以上	0.40~0.80 mg/L

別表1 業務内容・頻度 (6/14)
 保守管理業務 (日常点検) (1/5)
 (1) 浄水場設備点検内容

設備名	機器名	点検内容	
取水設備	取水制御盤	毎日	外観、発熱、表示灯、指示値等の確認
		1回/月	指示値、積算値等の記録
		1回/月	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形
	電動弁	毎日	外観、弁開度、開閉表示、異音、漏水、作動確認
		適時	グランドバッキンの状況、調整
	電磁流量計・変換器	毎日	外観、表示灯、指示値等の確認
		1回/月	積算値等の記録
	空気圧縮機	毎日	外観、異音、振動、発熱、作動確認、ドレン抜き
	緩速攪拌機電動機	毎日	軸受、異音、振動、グランド (漏水・発熱等)
		適時	グリスの補充・交換
		1回/月	周波数、電流値等の記録
	サンプリングポンプ	毎日	軸受、異音、振動、グランド (漏水・発熱等) の確認
適時		グリスの補充・交換	
混和池・フロック形成池設備	急速攪拌機	毎日	軸受、異音、振動、グランド (漏水・発熱等) の確認
		適時	グリスの補充・交換
		1回/月	電流値等の記録
	緩速攪拌機	毎日	回転、攪拌状況
		適時	グリスの補充・交換
	サンプリングポンプ	毎日	軸受、異音、振動、グランド (漏水・発熱等) の確認
適時		グリスの補充・交換	
沈殿池設備	汚泥掻寄機	毎日	軸受、異音、振動、グランド (漏水・発熱等) の確認
		1回/月	電流値等の記録
		適時	オイルの補充・交換
	汚泥掻寄機操作盤	毎日	外観、発熱、表示灯、指示値等の確認
		1回/月	電流値等の記録
		1回/月	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形
沈殿池排泥設備	汚泥掻寄機操作盤	1回/月	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形
	電磁弁箱	毎日	外観、異音、作動確認
	促進弁	毎日	外観、開閉状況、異音、漏水、作動確認
		適時	グランドバッキンの状況、調整
	排泥弁	毎日	外観、開閉状況、異音、漏水、作動確認
		適時	グランドバッキンの状況、調整
ろ過池設備	ろ過池制御盤	毎日	外観、発熱、表示灯、指示値等の確認
		1回/月	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形
	弁類	毎日	外観、開閉状況、異音、漏水、作動確認
		適時	グランドバッキンの状況、調整
	空気圧縮機	毎日	外観、異音、振動、発熱、作動確認
	電磁弁箱	毎日	外観、異音、作動確認
	サンプリングポンプ	毎日	軸受、異音、振動、グランド (漏水・発熱等) の確認

設備名	機器名	点検内容	
ろ過池設備	サンプリングポンプ	適時	グリスの補充・交換
浄水池設備	ポンプ	毎日	軸受点検、異音、振動、グラント（漏水・発熱等）圧力（指示値）の確認
		適時	グラントパッキンの状況、調整
		適時	グラントパッキンの交換
		適時	カップリングゴムの交換
		適時	グリス補充・交換
		1回/月	配管（漏水・錆等）、圧力（指示値）等の記録
		1回/年	軸受温度の測定、カップリングゴム磨耗状態の確認
	電動機	毎日	軸受、温度、異音、振動、電圧、電流の確認
		1回/月	電圧値、電流値等の記録
		1回/年	絶縁抵抗、振動、温度の測定
	電動弁	毎日	外観、弁開度、開閉表示、異音、漏水、作動確認
		適時	グラントパッキンの状況、調整
	電磁流量計・変換器	毎日	外観、表示灯、指示値等の確認
		1回/月	積算値等の記録
	ポンプ制御盤	毎日	外観、発熱、表示灯、指示値等の確認
1回/月		内部機器の損傷、腐食、発錆、変形	
1回/月		指示値、積算値等の記録	
排水池設備	ポンプ制御盤	毎日	外観、発熱、表示灯、指示値等の確認
		1回/月	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形
	水中ポンプ	毎日	異音、振動の確認
1回/月		電圧値、電流値、圧力（指示値）等の記録	
排泥池設備	ポンプ制御盤	毎日	外観、発熱、表示灯、指示値等の確認
		1回/月	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形
	水中ポンプ	毎日	異音、振動の確認
		1回/月	電圧、電流値、圧力（指示値）等の記録
濃縮槽設備	ポンプ制御盤	毎日	外観、発熱、表示灯、指示値等の確認
		1回/月	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形
	掻寄機	毎日	軸受、異音、振動、グラント（漏水・発熱等）の確認
		適時	グリスの補充・交換
		1回/月	電流値等の記録
	水中ポンプ	毎日	異音、振動の確認
		1回/月	電圧、電流値、等の記録
薬注設備	薬注制御盤	毎日	外観、発熱、表示灯、指示値等の確認
		1回/月	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形
	注入ポンプ	毎日	ガス溜まりの有無、作動確認
		毎日	配管（漏水・錆等）、圧力（指示等）
		適時	ストレーナ状況確認、ストレーナ清掃
	タンク	適時	グリスの補充・交換

設備名	機器名	点検内容	
薬注設備	攪拌機	毎日	液位、貯留量、液漏れ
		毎日	軸受、異音、振動、グラウンド（漏水・発熱等）の確認
	サンプリングポンプ	適時	グリスの補充・交換
		毎日	軸受、異音、振動、グラウンド（漏水・発熱等）
自動水質計器	毎日	外観、指示値等の確認	
	1回/月	検出部の清掃、調整（スパン・ゼロ）	
受電設備	受電盤	毎日	外観、発熱、表示灯、指示値等の確認
		1回/月	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形
	変圧器盤等、その他	毎日	外観、発熱、表示灯、指示値等の確認
		1回/月	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形
		1回/月	電圧値、電流等の記録
	UPS装置	毎日	外観、発熱、表示灯、指示値等の確認
		1回/月	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形
		1回/月	蓄電池の液漏れ等の確認

別表1 業務内容・頻度（7/14）
 保守管理業務（日常点検）（2/5）
 （2）調整池設備点検内容

設備名	機器名	点検内容	
電気設備	受電盤	1回/月	外観、発熱、表示灯、指示値等の確認及び記録
		1回/月	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形
	計装盤	1回/月	外観、発熱、表示灯、指示値等の確認及び記録
		1回/月	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形
	UPS装置	1回/月	外観、発熱、表示灯、指示値等の確認
		1回/月	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形
1回/月		蓄電池の液漏れ等の確認	
機械設備	電動弁	1回/月	外観、弁開度、開閉表示、異音、漏水、作動確認
		適時	グラウンドパッキンの状況、調整
	電磁流量計・変換器	1回/月	外観、表示灯、指示値等の確認
		1回/月	積算値等の記録
自動水質計器	1回/月	外観、指示値等の確認及び記録	
	1回/月	検出部の清掃、調整（スパン・ゼロ）	
薬注設備	薬注制御盤	1回/月	外観、発熱、表示灯、指示値等の確認
		1回/月	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形
	注入ポンプ	1回/月	ガス溜まりの有無、作動確認
		1回/月	配管（漏水・錆等）、圧力（指示等）
		適時	ストレーナ状況確認、ストレーナ清掃

別表1 業務内容・頻度 (8/14)
 保守管理業務 (日常点検) (3/5)
 (3) 加圧所設備点検内容

設備名	機器名	点検内容		
薬注設備	タンク	1回/月	液位、貯留量、液漏れ	
	サンプリングポンプ	1回/月	軸受、異音、振動、グラウンド (漏水・発熱等) の確認	
		適時	グリスの補充・交換	
電気設備	受電盤・ポンプ制御盤	2回/月	外観、発熱、表示灯、指示値等の確認	
		2回/月	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形	
		2回/月	電圧値、電流値、圧力 (指示値)、積算値等の記録	
	計装盤	2回/月	外観、発熱、表示灯、指示値等の確認	
		2回/月	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形	
	UPS装置	2回/月	外観、発熱、表示灯、指示値等の確認	
		2回/月	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形	
		2回/月	蓄電池の液漏れ等の確認	
	機械設備	ポンプ	2回/月	軸受点検、異音、振動、グラウンド (漏水・発熱等) 圧力 (指示値) の確認
適時			グラウンドパッキンの状況、調整	
適時			グラウンドパッキンの交換	
適時			カップリングゴムの交換	
適時			オイル、グリス補充、交換	
電動機		2回/月	軸受、温度、異音、振動、電圧、電流の確認	
		2回/月	電圧、電流値等の記録	
		1回/年	絶縁抵抗 (高圧モータ除く)、振動、温度の測定	
電動弁		2回/月	外観、弁開度、開閉表示、異音、漏水、作動確認	
		適時	グラウンドパッキンの状況、調整	
電磁流量計・変換器		2回/月	外観、表示灯、指示値等の確認	
		2回/月	積算値等の記録	
自動水質計器			2回/月	外観、指示値等の確認及び記録
			2回/月	検出部の清掃、調整 (スパン・ゼロ)
薬注設備		薬注制御盤	2回/月	外観、発熱、表示灯、指示値等の確認
	2回/月		内部機器の損傷、腐食、発錆、変形	
	注入ポンプ	2回/月	ガス溜まりの有無、作動確認	
		2回/月	配管 (漏水・錆等)、圧力 (指示等)	
		適時	ストレーナ状況確認、ストレーナ清掃	
	タンク	2回/月	液位、貯留量、液漏れ	
	サンプリングポンプ	2回/月	軸受、異音、振動、グラウンド (漏水・発熱等) の確認	
		適時	グリスの補充・交換	

別表1 業務内容・頻度 (9/14)
 保守管理業務 (日常点検) (4/5)
 (4) 供給点設備点検内容

設備名	機器名	点検内容	
電気設備	受電盤	1回/月	外観、発熱、表示灯、指示値等の確認及び記録
		1回/月	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形
	計装盤	1回/月	外観、発熱、表示灯、指示値等の確認及び記録
		1回/月	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形
		1回/月	指示値、積算値等の記録
	UPS装置	1回/月	外観、発熱、表示灯、指示値等の確認
		1回/月	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形
		1回/月	蓄電池の液漏れ等の確認
	機械設備	電動弁	1回/月
適時			グラントパッキンの状況、調整
電磁流量計・変換器		1回/月	外観、表示灯、指示値等の確認
		1回/月	積算値等の記録

別表1 業務内容・頻度 (10/14)
 保守管理業務 (日常点検) (5/5)

(5) その他施設 (減圧水槽、緊急遮断弁室) 設備点検内容

設備名	機器名	点検内容	
電気設備	受電盤または、計装盤	1回/月	外観、発熱、表示灯、指示値等の確認
		1回/月	内部機器の損傷、腐食、発錆、変形
機械設備	弁類	1回/月	外観、開閉状況、異音、漏水、作動確認
		適時	グラントパッキンの状況、調整

別表1 業務内容・頻度 (11/14)
 (1) 衛生管理業務 (除草)

施設名	頻度	実施面積 合計 (㎡)	年間実施 回数
三原浄水場	2回/年	782	2
南淡浄水場	2回/年	1,220	2
淡路調整池	2回/年	20	2
開鏡調整池	2回/年	96	2
北淡調整池	2回/年	420	2
一宮調整池	2回/年	412	2
緑調整池	2回/年	1,330	2
淡路大加圧所	2回/年	880	2
淡路谷山加圧所	2回/年	696	2

津名大谷加圧所	2回/年	330	2
津名木曾上加圧所	2回/年	222	2
西淡加圧所	2回/年	208	2
三原加圧所	2回/年	212	2
常盤配水池	2回/年	122	2
東浦楠本減圧水槽	2回/年	112	2
東浦白山減圧水槽	2回/年	120	2

別表1 業務内容・頻度 (12/14)

(2) 衛生管理業務 (清掃)

業務箇所は、清浄に保つ事

別表1 業務内容・頻度 (13/14)

(3) 衛生管理業務 (汲み取り業務)

施設名	頻度	年間実施回数
南淡浄水場	2回/年	2
淡路大加圧所	1回/年	1

別表1 業務内容・頻度 (14/14)

沈殿池清掃業務

施設名		全体		頻度	年間数量	
		底面	壁面		底面	壁面
三原浄水場	フロック形成池	6m×2.7m×4池 =64.8 m ² →64 m ²	(6m+2.7m)*2.8m*2面*4池 =194.88 m ² →194 m ²	0.5回/年	32 m ²	97 m ²
	薬品沈殿池	8m×24.6m×2池 =393.6 m ² →393 m ²	(8m+24.6m)*4m*2面*2池 =521.6 m ² →521 m ²	0.5回/年	196 m ²	260 m ²
南淡浄水場	フロック形成池	6m×2.3m×4池 =55.2 m ²	(6m+2.3m)*2.4m*2面*4池 =159.36 m ² →159 m ²	0.5回/年	27 m ²	79 m ²
	薬品沈殿池	5m×14.3m×2池 =143 m ² →143 m ²	(5m+14.3m)*3.5m*2面*2池 =270.2 m ² →270 m ²	0.5回/年	71 m ²	135 m ²

淡路広域水道企業団

(本庁管理区域)

施設概要

淡路広域水道企業団

- (1) 浄水場
- 1) 三原浄水場 兵庫県南あわじ市神代浦壁
 - 2) 南淡浄水場 兵庫県南あわじ市阿万上町
- (2) 調整池
- 1) 淡路調整池 兵庫県淡路市岩屋
 - 2) 開鏡調整池 兵庫県淡路市岩屋
 - 3) 北淡調整池 兵庫県淡路市久野々
 - 4) 一宮調整池 兵庫県淡路市遠田
 - 5) 緑調整池 兵庫県南あわじ市倭文長田
- (3) 加圧所
- 1) 淡路西岡加圧所 兵庫県淡路市岩屋
 - 2) 淡路大加圧所 兵庫県淡路市岩屋
 - 3) 淡路谷山加圧所 兵庫県淡路市楠本
 - 4) 北淡久野々加圧所 兵庫県淡路市久野々
 - 5) 北淡常隆寺加圧所 兵庫県淡路市久野々
 - 6) 津名大谷加圧所 兵庫県淡路市大谷
 - 7) 津名木曾上加圧所 兵庫県淡路市木曾上
 - 8) 洲本加圧所 兵庫県洲本市中川原町二ツ石
 - 9) 西淡加圧所 兵庫県南あわじ市志知奥
 - 10) 三原加圧所 兵庫県南あわじ市神代社家
 - 11) 南淡北阿万加圧所 兵庫県南あわじ市筒井
 - 12) 南淡牛内加圧所 兵庫県南あわじ市賀集牛内
- (4) その他施設
- 1) 東浦楠本減圧水槽 兵庫県淡路市楠本
 - 2) 東浦白山減圧水槽 兵庫県淡路市白山字太古田山
 - 3) 津名第1緊急遮断弁室 兵庫県淡路市仲田
- (5) 供給点 (配水池)
- 1) 西岡配水池 兵庫県淡路市岩屋字長濱
 - 2) コミセン配水池 兵庫県淡路市岩屋字開京
 - 3) 常盤配水池 兵庫県淡路市野島常盤
 - 4) 楠本配水池 兵庫県淡路市楠本
 - 5) 久留麻配水池 兵庫県淡路市河内
 - 6) 常隆寺配水池 兵庫県淡路市久野々
 - 7) 撫配水池 兵庫県淡路市育波
 - 8) 北山配水池 兵庫県淡路市遠田
 - 9) 高山配水池 兵庫県淡路市高山甲
 - 10) 志筑第3配水池 兵庫県淡路市志筑
 - 11) 大谷配水池 兵庫県淡路市大谷
 - 12) 大町配水池 兵庫県淡路市木曾上

1 3) 小山田配水池	兵庫県洲本市五色町鮎原小山田
1 4) 神陽台配水池	兵庫県洲本市五色町鮎原字谷
1 5) ニッ石配水池	兵庫県洲本市中川原町ニッ石
1 6) 宇原配水池	兵庫県洲本市宇原
1 7) 倭文配水池	兵庫県南あわじ市広田広田銭尾
1 8) 志知配水池	兵庫県南あわじ市志知奥
1 9) 阿那賀配水池	兵庫県南あわじ市阿那賀
2 0) 高区配水池	兵庫県南あわじ市神代社家
2 1) 佐礼尾配水池	兵庫県南あわじ市志知佐礼尾
2 2) 潮美台配水池	兵庫県南あわじ市筒井
2 3) 河内谷浄水場	兵庫県南あわじ市阿万上町